



大阪市一般廃棄物処理基本計画

平成22年3月

大阪市



大阪市においては、都市化の進展とともにごみ問題は大きな課題となり、特に高度経済成長期（昭和 30 年代）以降、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動に一層の拍車がかかり、大阪市は、日々排出され増量し続けるごみを衛生的に処理するため、安全かつ安定的な処理処分体制の確立に努めてまいりました。

この大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、私たちに物質的豊かさといった大きな恩恵をもたらしましたが、その一方で、限りある天然資源の消費や生態系の破壊、地球温暖化等多岐にわたる地球規模の環境問題を引き起こしています。

そうしたことから大阪市では、それまでの「ごみの適正処理」という観点だけでなく、廃棄物の発生そのものを抑制し、再使用や再生利用の取組を推進するため、資源ごみ・容器包装プラスチックの分別収集や、特定建築物の所有者・管理者に対するごみの減量指導を実施するなど、市民・事業者のみなさんとともに「持続可能な循環型都市」（天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された持続可能な都市）の構築をめざし、3 R（発生抑制・再使用・再生利用）の取組、特に、上流対策である 2 R（発生抑制・再使用）の取組を積極的に推進してきました。

その結果、現行の「大阪市一般廃棄物処理基本計画」におけるごみ処理目標量を前倒しで達成し、温室効果ガス排出量の削減にも寄与してきたところですが、私たちの生活に最も身近な「ごみ問題」と、それにつながる地球規模の環境問題の根本的な解決のためには、これまでの使い捨て型の生活様式を見つめ直し、転換することが必要不可欠であり、私たち一人ひとりの日常的な取組の強化とともに、市民・事業者と行政とのより一層の連携と協働が今まさに重要となっています。

このため大阪市は、ごみ減量・リサイクル推進のための新たな施策について、大阪市廃棄物減量等推進審議会に諮問し、平成 21 年 6 月にいただいた答申の内容を踏まえて「大阪市一般廃棄物処理基本計画」を改定いたしました。

答申でいただいた施策の一部は、『『元気な大阪』をめざす政策推進ビジョン』の重点施策としてすでに取り組を進めておりますが、大阪市では「持続可能な循環型都市」の構築をめざして、本「大阪市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、市民・事業者のみなさんとともに、さらなるごみ減量・リサイクルの取組を積極的に推進してまいりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

大阪市長 平松 邦夫

目次

第1章	ごみの概況	1
第2章	基本計画	10
I	基本方針	10
II	位置付け	12
III	計画目標	13
IV	目標達成に向けて	17
V	具体的な施策等について	18
VI	ごみの処理	30
VII	適正処理対策	35
VIII	災害対策	36
IX	計画の進行管理	36
X	生活排水（し尿等）処理	36

《おことわり》
記載の数値は、端数処理や表現の関係で一致しない場合があります。

第1章 ごみの概況

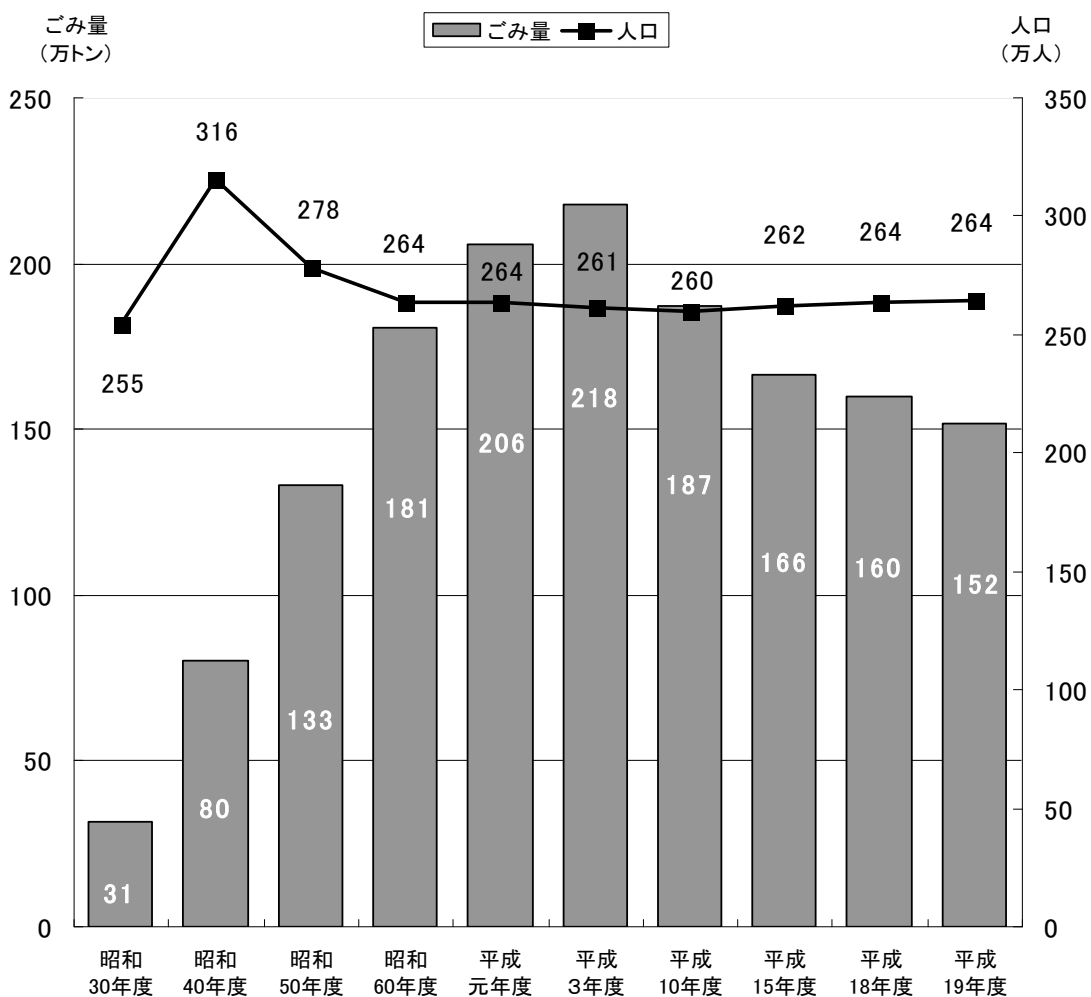
1 ごみ量の推移

大阪市内のごみ量は、平成3年度をピークとして減少傾向を示しています。

昭和40年頃までは、ごみ量と人口（夜間人口）との間に一定相関関係が見られましたが、昭和40年代以降経済活動が活発となり、市民の生活水準も向上すると、大量消費・大量廃棄が社会的風潮となり、市民の生活様式も様変わりし、使い捨て商品が重用されるなどごみの急増を招き、平成3年度には昭和30年度のごみ量の7倍にも達しました。

大阪市では、急増するごみの処理に対応すべく、これまで焼却工場の建設等ごみ処理体制の整備を進める一方で、各種のごみ減量・リサイクル施策を推進してきたところですが、近年では、それら施策の浸透や市民・事業者のみなさんの意識の高まりに加えて、長引く景気低迷の影響などもあり、ごみ量の減少が続いています。

<グラフ1>ごみ量と人口の推移



<表1> ごみ量の推移

年度		平成元年度	平成3年度	平成10年度	平成15年度	平成18年度	平成19年度	
人口		2,637,434	2,613,199	2,596,276	2,619,955	2,635,420	2,643,805	
世帯数		1,038,353	1,059,727	1,141,825	1,218,313	1,260,991	1,273,480	
ごみ収集量	家庭系	普通ごみ	637	637	633	567	529	494
		粗大ごみ	60	78	74	18	30	12
		資源ごみ	—	0	27	25	29	29
		容器包装プラ	—	—	—	5	20	22
		臨時ごみ	7	9	9	8	7	—
	計 A	704	724	743	623	615	557	
	事業系	業者ごみ	1,208	1,306	1,001	919	883	859
		持込ごみ	116	119	97	96	77	75
		臨時ごみ	—	—	—	—	—	6
	計 B	1,324	1,425	1,098	1,015	960	940	
環境系	計 C	28	27	30	27	23	20	
合計	A+B+C=D+E+F	2,056	2,176	1,871	1,665	1,598	1,517	
処理処分量	資源化 D	4	8	28	31	46	41	
	焼却 E	1,739	1,783	1,708	1,634	1,553	1,476	
	埋立	直接埋立 F	314	385	135	—	—	—
		焼却灰	431	453	376	335	316	299
	計	745	838	511	335	316	299	
資源化の取組	大阪市	—	8	37	40	59	57	
	資源集団回収	—	—	—	25	34	35	
	特定建築物	—	—	133	158	162	176	
	計	—	8	170	223	255	268	

注1: 単位は、人口は「人」(各年度とも10月1日現在)、世帯数は「世帯」(各年度とも10月1日現在)、ごみ等の量は「千トン」

注2: 「容器包装プラ」は、容器包装プラスチック

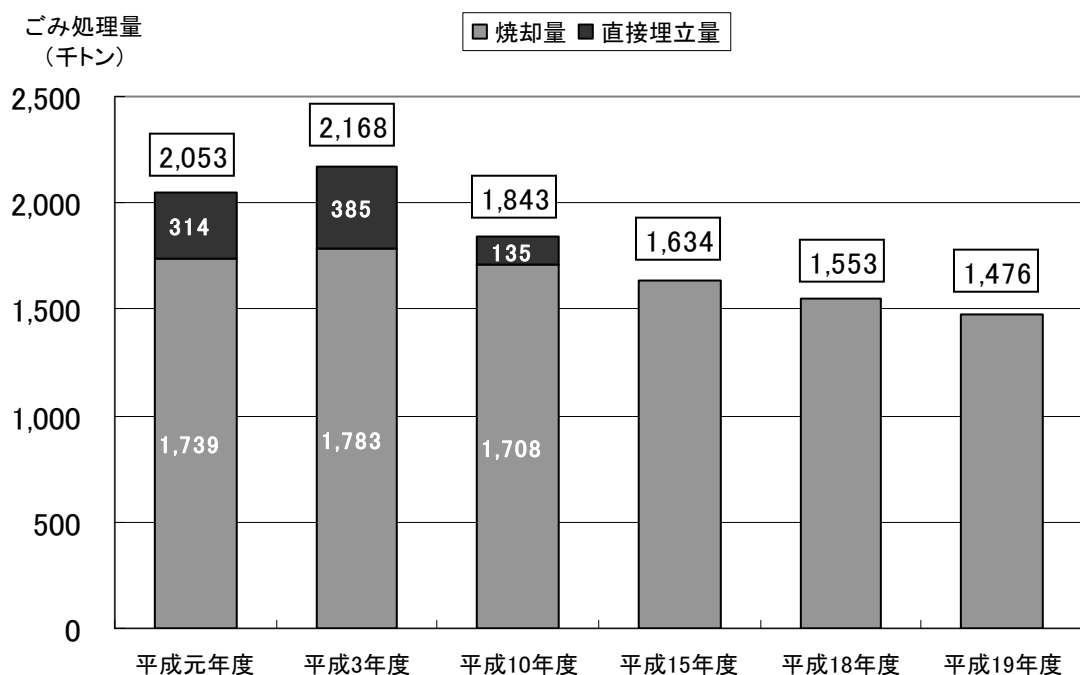
注3: 「臨時ごみ」は、平成19年度に「家庭系ごみ」から「事業系ごみ」に区分変更

注4: 「資源化」の量は、資源ごみ・容器包装プラスチックを資源化した量と粗大ごみなどの破碎処理後の金属回収量の和

注5: 「大阪市」の量は、「資源ごみ」、「容器包装プラスチック」、「業者ごみ」中の資源ごみ・容器包装プラスチック収集量と破碎処理後の金属回収量の和

注6: 「特定建築物」の量は、「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」による量

<グラフ2> ごみ処理量の推移



2 ごみ組成の推移

焼却工場に搬入されたごみ組成の推移は次のとおりです。

厨芥類（台所ごみ）は減少傾向にあります。プラスチック類は増加傾向にあります。

また、紙類が4割を占めています。

<表2> ごみ組成の推移

(単位:%)

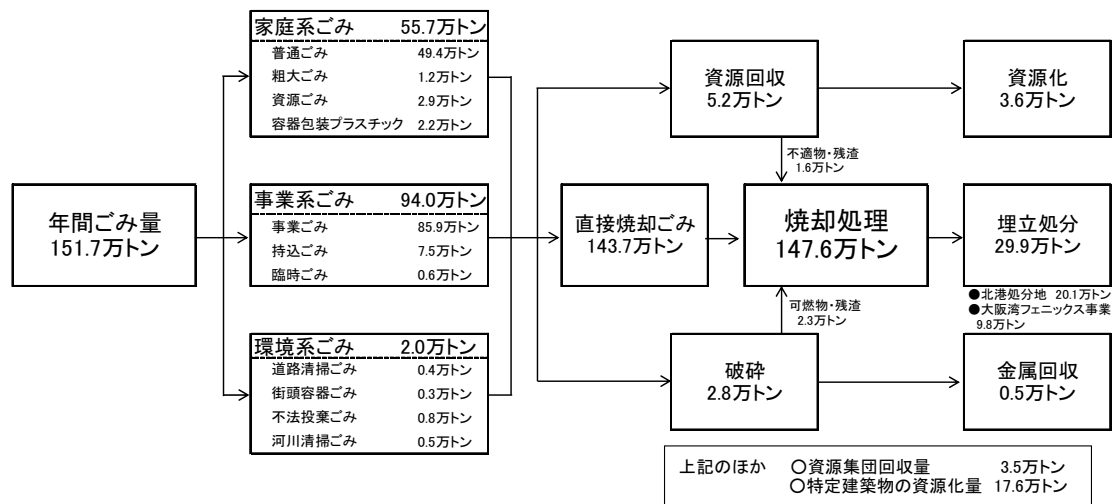
	区分	昭和	昭和	昭和	区分	平成	平成	平成	平成	平成
		40年度	50年度	60年度		3年度	10年度	15年度	18年度	19年度
可燃物	厨芥類	14.5	12.1	11.5	台所ごみ	5.3	6.4	4.5	4.7	4.8
	紙類	39.6	36.8	28.8	紙類	43.0	46.5	44.7	41.7	40.3
	繊維類	2.9	5.1	5.3	繊維類	4.0	6.0	8.8	8.9	8.8
	木竹類	4.2	4.2	5.6	木草類	7.7	5.9	10.0	9.5	9.3
	プラスチック類	3.3	11.0	14.3	プラスチック類	18.6	15.6	14.5	15.7	15.0
	その他	4.9	2.6	1.9	雑物	9.4	5.8	4.2	5.3	5.7
	小計	69.4	71.8	67.4	小計	88.0	86.2	86.7	85.8	83.9
不燃物	貝殻・卵殻類	2.9	1.5	0.9	ガラス	4.7	5.4	4.3	4.6	6.2
	土砂・雑物	9.1	8.6	10.1	石・陶器	2.6	2.4	2.5	3.0	2.8
	ガラス・陶器・石	15.5	12.0	14.8	鉄	3.4	4.3	4.8	4.9	4.9
	金属	3.1	6.1	6.8	非鉄金属	1.3	1.7	1.7	1.7	2.2
	小計	30.6	28.2	32.6	小計	12.0	13.8	13.3	14.2	16.1

注: 数字は風乾後の重量百分比を示しています。昭和63年度から組成分析区分と絶乾後の重量百分比に変更しました。

3 ごみ処理状況

平成19年度の収集から処理に至るごみ処理の流れは次のとおりです。平成19年度は年間148万トンのごみを焼却処理しました。

<図1>平成19年度ごみ処理フロー



4 これまでの取組の概要

大阪市では、平成18年2月に策定した「大阪市一般廃棄物処理基本計画」（以下、「基本計画」という）に基づき、「持続可能な循環型都市」の構築を目指し、3R（発生抑制・再使用・再生利用）の取組、特に、上流対策である2R（発生抑制・再使用）の取組を市民・事業者のみなさんとともに積極的に推進してきました。

(1) 計画目標について

計画目標については、平成18年度から平成22年度の5カ年を計画期間とし、ごみ処理（焼却）量を平成16年度実績から14万トン減量し、147万トンとすることなどを目標としました。

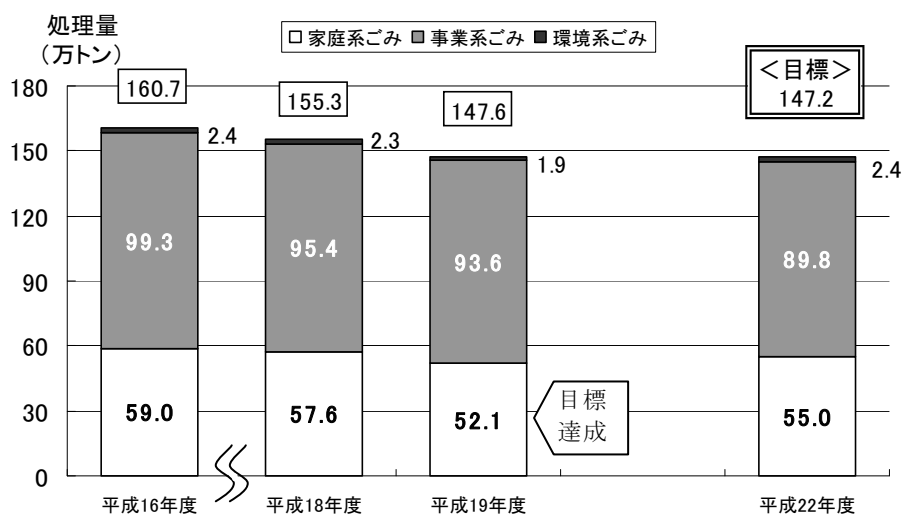
平成19年度実績では、ごみ処理（焼却）量並びに最終処分量（焼却灰の埋立量）のいずれの数値も計画目標の達成が目前となり、特に家庭系ごみについては、平成22年度の目標量である55万トンをクリアし、52万トンのごみ処理（焼却）量となりました。

<表3> 計画目標の進捗状況

(単位:千トン)

	平成16年度実績 (基準年度)	平成22年度計画 (目標年度) A	平成19年度実績 B	進捗状況 B÷A
ごみ発生量	2,127	2,129	2,089	98.1%
家庭系ごみ	696	698	670	96.0%
事業系ごみ	1,406	1,406	1,399	99.5%
環境系ごみ	25	25	20	80.0%
3R推進量 (減量化量)	520	657	613	93.3%
家庭系ごみ	106	148	149	100.7%
事業系ごみ	413	508	463	91.1%
環境系ごみ	1	1	1	100.0%
ごみ処理(焼却)量	1,607	1,472	1,476	100.3%
家庭系ごみ	590	550	521	94.7%
事業系ごみ	993	898	936	104.2%
環境系ごみ	24	24	19	79.2%

<グラフ3> ごみ処理（焼却）量の進捗状況



(2) 3Rの推進に向けた施策について

ごみ減量の主役であり実践者である市民・事業者のみなさんとともに、「3R推進」「連携と協働」「効率化」「適正処理」の4つの基本方針のもと、積極的に取組を推進してきました。

基本方針のもと、これまでの計画期間中に大阪市が実施した主な施策は次のとおりです。

- 一般廃棄物収集運搬許可業者(以下、「許可業者」という)搬入手数料を改定(平成18年9月)
- 粗大ごみ収集を有料化(平成18年10月)
- 資源ごみ収集対象品目に「その他金属類」を追加(平成19年4月)
- 特定建築物*指導対象を拡大(平成19年4月)
- 「中身の見えるごみ袋」による排出指定制度を実施(平成20年1月)
- ◇ごみ減量・リサイクルの実践に向けた働きかけ
- ◇資源集団回収活動の活性化
- ◇紙パック・乾電池等の拠点回収場所の拡大・情報提供
- ◇排出事業者と協働した事業系廃棄物の適正区分・適正処理の推進

◇は『元気な大阪』をめざす政策推進ビジョン」事業。
『元気な大阪』をめざす政策推進ビジョン」は、これからの大阪市がめざすまちの姿を「大都市、そしていちばん住みたいまちへ」とし、その実現に向けて取り組む施策の方向性や具体的な事業展開、また、まちづくりを進めるにあたって重視する視点など、市政運営にかかわる基本的な考え方をとりまとめています。平成21年3月策定。

基本方針1 3R推進の原則

ごみ減量に向けた3Rの取組の中で、特に優先課題とされている2Rの取組を積極的に推進するとともに、分別収集の推進などリサイクル施策を充実し、リサイクル量の増加をめざしました。

また、市民・事業者のみなさん、「大阪市廃棄物減量等推進員(ごみゼロリーダー)」(以下、「ごみゼロリーダー」という)**との日常的な連携・協働による取組の推進をはかってきました。

* 特定建築物

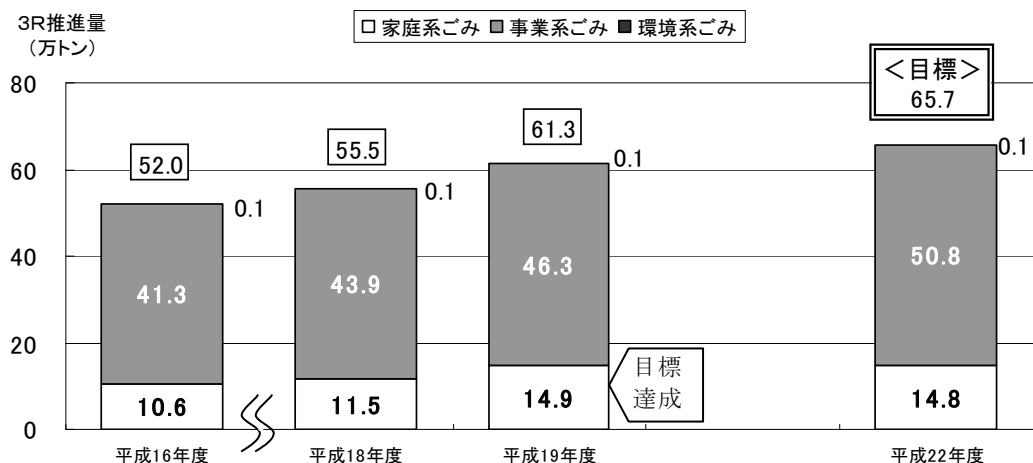
(26ページ脚注参照)

** 大阪市廃棄物減量等推進員(ごみゼロリーダー)

地域においてごみの減量・リサイクルを推進するリーダーです。

概ね各振興町会に1名、約4,000名の方々に委嘱し、大阪市と協働し、市民のみなさんに対する「ごみ減量アクションプラン・市民の行動メニュー」の啓発や地域での自主的な減量・リサイクル活動の実施に取り組んでいただいています。

<グラフ4> 3R推進量* (減量化量) の進捗状況



基本方針2 連携と協働の原則

大阪市は、積極的な情報提供や説明責任を果たすとともに、3Rの実践者である市民・事業者のみなさんとの連携とコミュニケーションに努め、「コーディネーター」として資源集団回収の組織づくりや回収システムづくりなど市民の自主的な減量行動を支援する立場から、地域住民や関連事業者との協議・調整に取り組んできました。

また、大阪市は昼夜間の人口比率が政令指定都市の中で最も高い状況にあることから、3Rの取組の推進にあたり、市外からの通勤・通学者や法人市民等「多様な市民」への啓発と連携に努めてきました。

<表4> 主な取組の実施状況

	平成16年度	平成18年度	平成19年度
タウンミーティング等*	921回	454回	249回
体験学習**	56回	157回	211回
施設見学***	33,739人	34,687人	35,711人

* 地域での学習会、ごみゼロリーダー研修会を開催するなど、地域住民・事業者のみなさんと大阪市との直接対話による意見交換や情報提供を行っています。

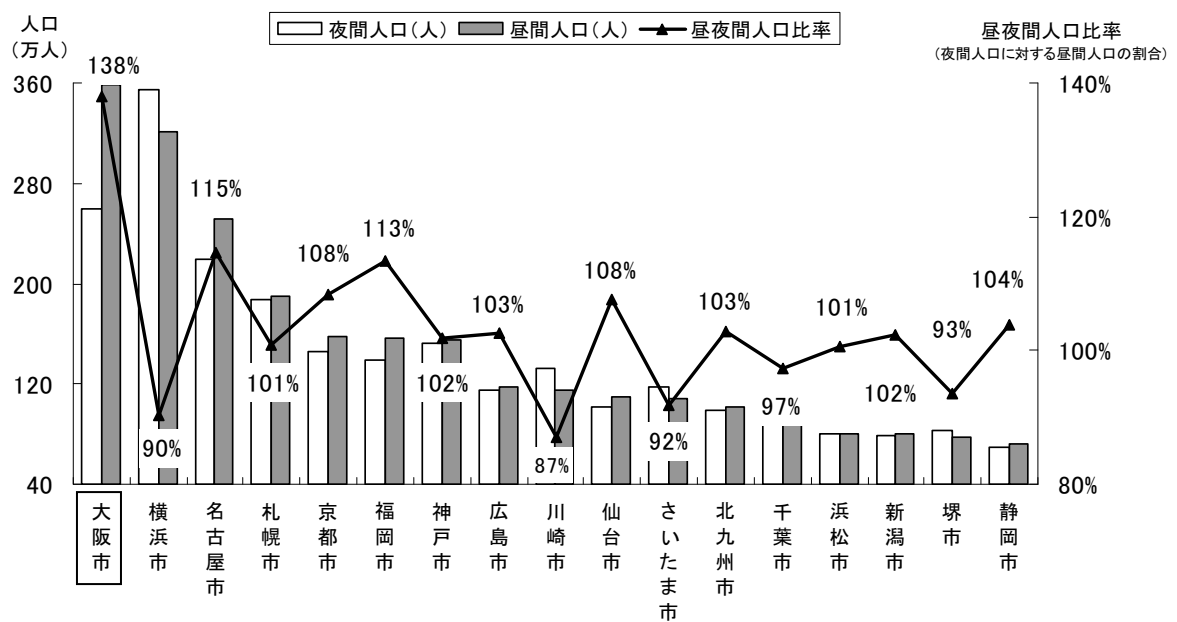
** 小学生を対象に作成・配布している社会科副読本を活用して、環境局職員が小学校等に出向き体験学習を実施しています。

*** 市民・事業者のみなさんに焼却工場等の施設を見学いただき、ごみ処理事業について理解を深めていただいています。

* 3R推進量

本基本計画では、ごみの3R(「発生抑制」「再使用」「再生利用」)にかかる量を総称して「3R推進量」としています。

<グラフ 5> 政令指定都市の昼夜間人口



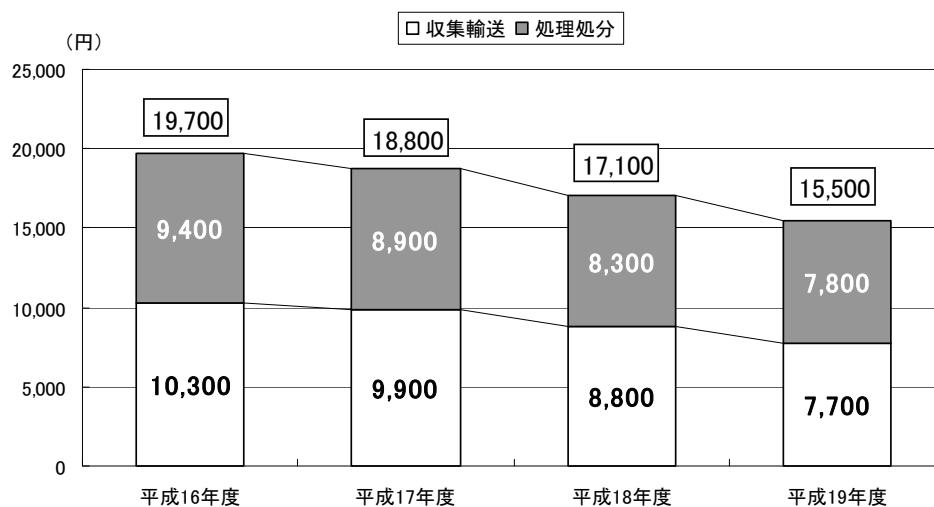
注:政令指定都市は平成 17 年 4 月 1 日現在
(総務省統計局資料「平成 17 年 国勢調査」より大阪市環境局作成)

基本方針 3 効率化の原則

ごみ処理事業の実施にあたっては、常にコストを意識し効率的な事業運営を行うとともに、より一層の経費削減に努めてきました。

平成 19 年度のごみ処理コストは、市民 1 人当たり 15,500 円となっており、平成 16 年度から 4,200 円 (21%) の削減となっています。

<グラフ 6> 市民 1 人当たりのごみ処理コストの推移



基本方針 4 適正処理の原則

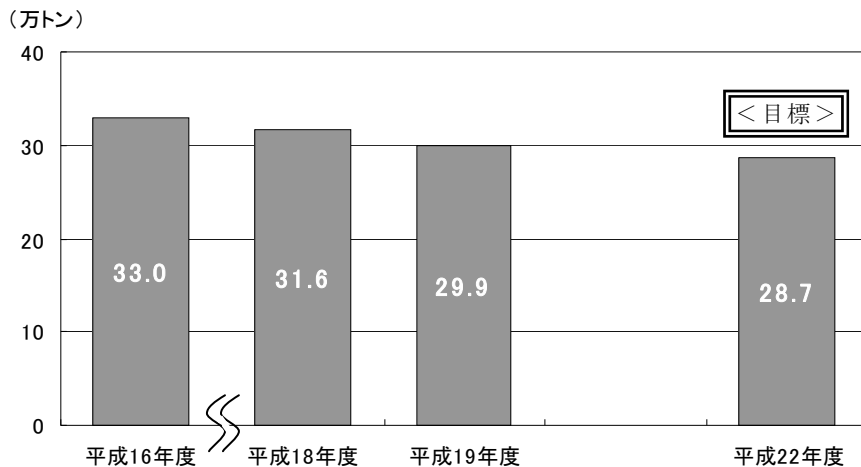
市民・事業者と連携・協働した3Rの取組を進めたうえで最終的に排出されるごみについては、適正な処理処分を行うことが必要であり、安全かつ安定した処理処分体制の維持に努めてきました。

平成19年度の最終処分量（焼却灰の埋立量）は、29.9万tとなり、平成16年度から3.1万t(9%)の減量となりました。

なお、焼却工場においては、ごみの焼却時に発生する熱を利用して発電を行い、電力会社等へ売却したり、発生した蒸気を近隣施設へ供給するなど、可能な限り焼却余熱の有効利用に努めています。

平成19年度の発電量は約6億1千万kWh（キロワットアワー）で、これは約16万9千軒の家庭が1年間に使用する電力量に匹敵します。

＜グラフ7＞最終処分量（焼却灰の埋立量）の推移



5 現状における課題と方向性

家庭系ごみについては、平成20年1月から実施した「中身の見えるごみ袋」による排出指定制度の実施等の結果、家庭から出される普通ごみの排出量は減少しているものの、その中には、分別収集対象品目であるびん・缶・ペットボトルや容器包装プラスチック、あるいはダンボールや新聞紙等の資源化可能なものが含まれています。

平成20年度に大阪市が行った「ごみ減量・リサイクル施策及び環境問題等」についての世論調査*では、93.5%の市民がごみ問題に「何らかの意識を持っている」と回答するなど、市民のごみ問題への意識は高いという結果が出ていますが、「具体的にごみ減量行動に取り組んでいる」割合は65.3%となっています。

今後のごみ減量に向けて、分別排出を一層促進するために、分別排出についての意識と知識の浸透をめざしてきめ細かな啓発・指導を展開するとともに、資源化可能なもののリサイクルを促進していく必要があります。

* 「ごみ減量・リサイクル施策及び環境問題等」についての世論調査

20歳以上の大阪市民2,500名を対象に郵送により実施し、1,503名（60.1%）から回答をいただきました。

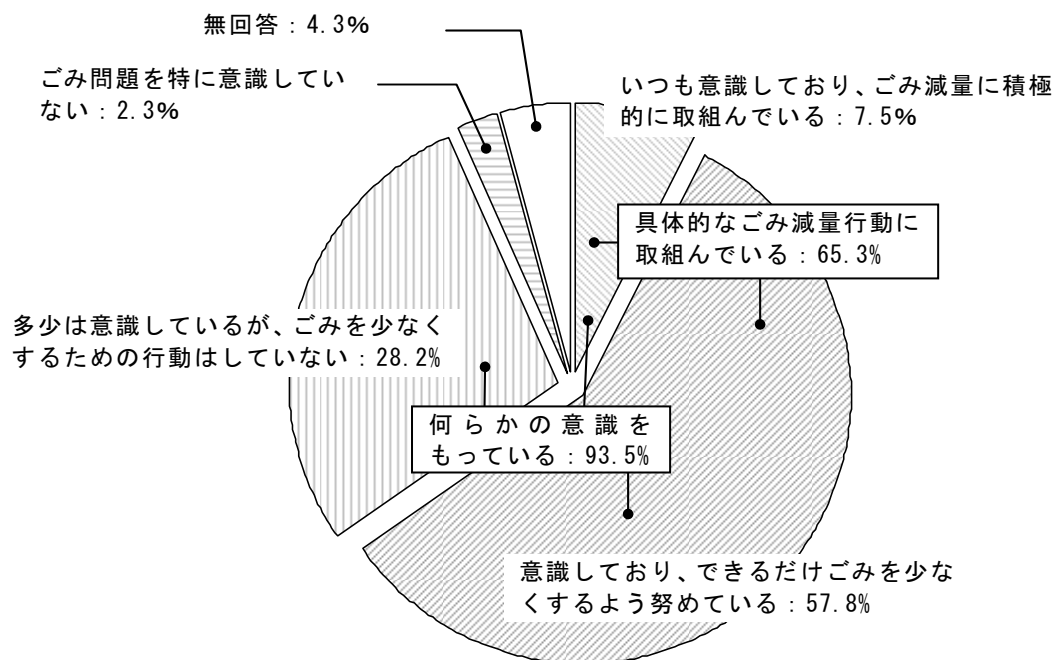
また、事業系ごみについては、「中身の見えるごみ袋」による排出指定制度の実施等によりごみの排出量は減少しているものの、一部には産業廃棄物や資源化可能なものが含まれていると考えられます。

産業廃棄物について、適正処理ルートへの誘導をはかるとともに、あわせて紙ごみ等の資源化可能物についてはリサイクルルートへ誘導する必要があります。

一方、現在のごみ処理手数料は、他都市と比べて安価で、また、処理コストとも乖離しており、排出事業者のごみ減量・リサイクルに対するインセンティブ（動機付け）が働きにくい状況となっています。

ごみ減量・リサイクルをより一層促進するためには、「排出事業者責任*の徹底」や「受益と負担の公平性の確保」等の観点から、ごみ処理手数料のあり方を検討する必要があります。

<グラフ 8> ごみ問題への意識



『「ごみ減量・リサイクル施策及び環境問題等」についての世論調査』より

*** 排出事業者責任**

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条で、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」と定められています。

第2章 基本計画

I 基本方針

大阪市では、「地球環境の保全」「限りある天然資源の有効利用」といった観点から、これまでから循環を基調とした「持続可能な循環型都市」の構築を目標として取組を進めています。

近年、ごみ処理（焼却）量は減少していますが、環境問題の解決に向けては、ごみの発生そのものを抑制し、再使用・再生利用を促進していかなければなりません。

そのためには、私たち一人ひとりがこれまでの生活のあり方を見つめ直し、自主的かつ積極的にごみ減量・リサイクルに取り組んでいくことが重要です。

大阪市では、これまで、市民・事業者のみなさんとともに「3R」、特に上流対策として「2R」の取組を推進してきました。

本基本計画においても、これまでの理念を踏襲し、大阪市役所として率先して取組を進めるとともに、ごみ減量の主役であり実践者である市民・事業者のみなさんとの連携・協働による取組を進めてまいります。

本基本計画の推進キーワードは「3R」「連携と協働」「効率化」「適正処理」、そして「環境」です。

1 3Rの推進

3R（「さんアール」または「スリーアール」と呼ばれています）とは、ごみ減量・リサイクル推進のためによく使われる言葉で、ごみの減量のための取組である、

「発生抑制」＝**R**educe(リデュース)・・・ごみを出さないようにする

「再使用」＝**R**euse(リユース)・・・使えるものは何度も使う

「再生利用」＝**R**ecycle(リサイクル)・・・ごみとせず資源として利用する

の、英語の3つの頭文字“R”をとって使われています。

大阪市は、これら3つの“R”*の取組を推進しますが、できるだけ新たなエネルギーや天然資源、コストを投入せずにごみ減量を進めるという観点から、特に優先課題とされる上流対策の2R、つまり**R**educe(リデュース)＝発生抑制、**R**euse(リユース)＝再使用の取組を積極的に推進します。

* 3つのR（アール）

ごみ減量、エコ活動に“R”はよく使われます。その使い方や表記（主に英語）は様々で、ここに掲げる3R以外にも、3Rに“**R**efuse”（＝不要なものは買わない・もらわない）や“**R**epair”（＝修理しながら長く使う）を加えて5Rと使われたり、また、同じ5Rでも違う言葉が使われるなど、様々に活用されています。

本基本計画では、国をはじめ一般的に使われている、リデュース・リユース・リサイクルの3Rを使用します。

2 連携と協働の推進

ごみ減量・リサイクルの主役であり実践者は、市民・事業者のみなさんです。

大阪市は、積極的に情報を発信するとともに、市民・事業者のみなさんとの連携・コミュニケーションの活性化に努め、協働で取組を進めます。

また、昼夜間人口比率の高さなど大阪市の特性を踏まえて、住民、法人市民だけでなく、市外からの通勤・通学者や観光者等「多様な市民」への啓発と連携も進めます。

3 環境への配慮

3Rの推進による資源の循環利用を通じて、温室効果ガスの排出を抑制することが緊急かつ重要な課題となっています。

大阪市は、ごみ減量・リサイクルの推進にあたり環境への影響に十分配慮するとともに、ごみの収集輸送、中間処理、最終処分といったあらゆる過程において、環境負荷の低減に努めます。

4 効率化の推進

大阪市は、ごみ減量・リサイクルの推進にあたり、常にコストを意識し、効率的な事業運営に努めます。

また、ごみ減量の成果等を踏まえて、収集輸送・処理処分の事業全般にわたって見直しを進め、一層の経費削減に努めます。

5 適正処理の推進

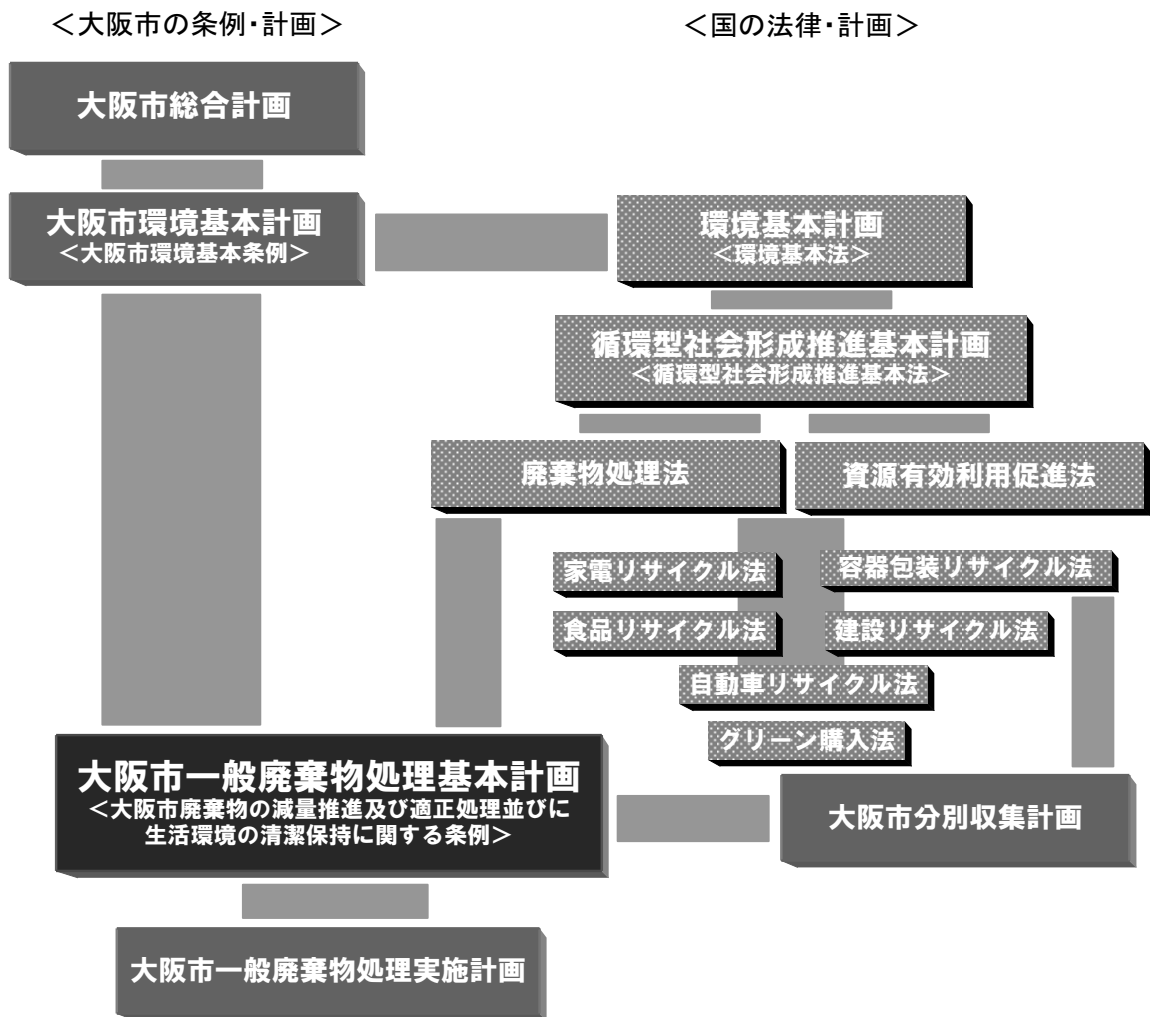
市民・事業者のみなさんと連携・協働した3Rの取組を進めたうえで最終的に排出されるごみについては適正な処理処分を行うことが必要であり、大阪市はそのための安全かつ安定した処理処分体制の維持と環境負荷の低減に努めます。

II 位置付け

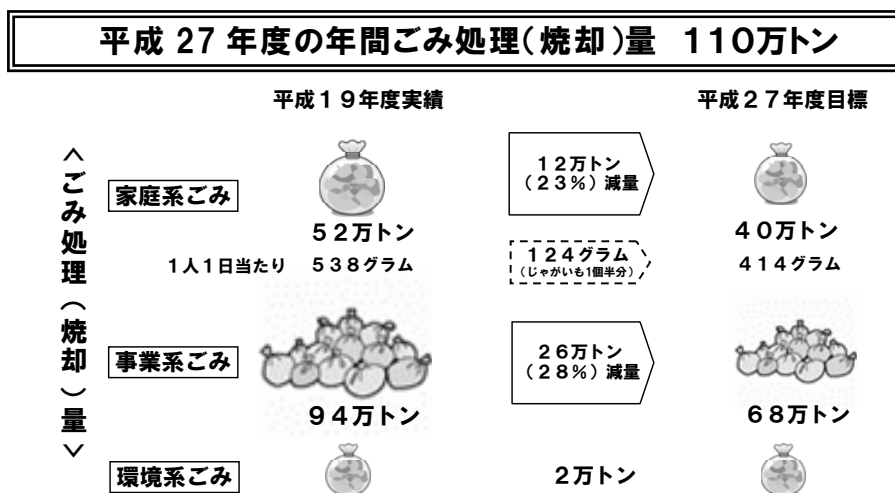
本基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という）第6条並びに「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」（以下、「条例」という）第14条に基づき策定します。

大阪市の条例・関連計画や国の法律・計画との関係は概ね次のようになります。

＜図2＞ 「大阪市一般廃棄物処理基本計画」と関連計画等との関係



Ⅲ 計画目標

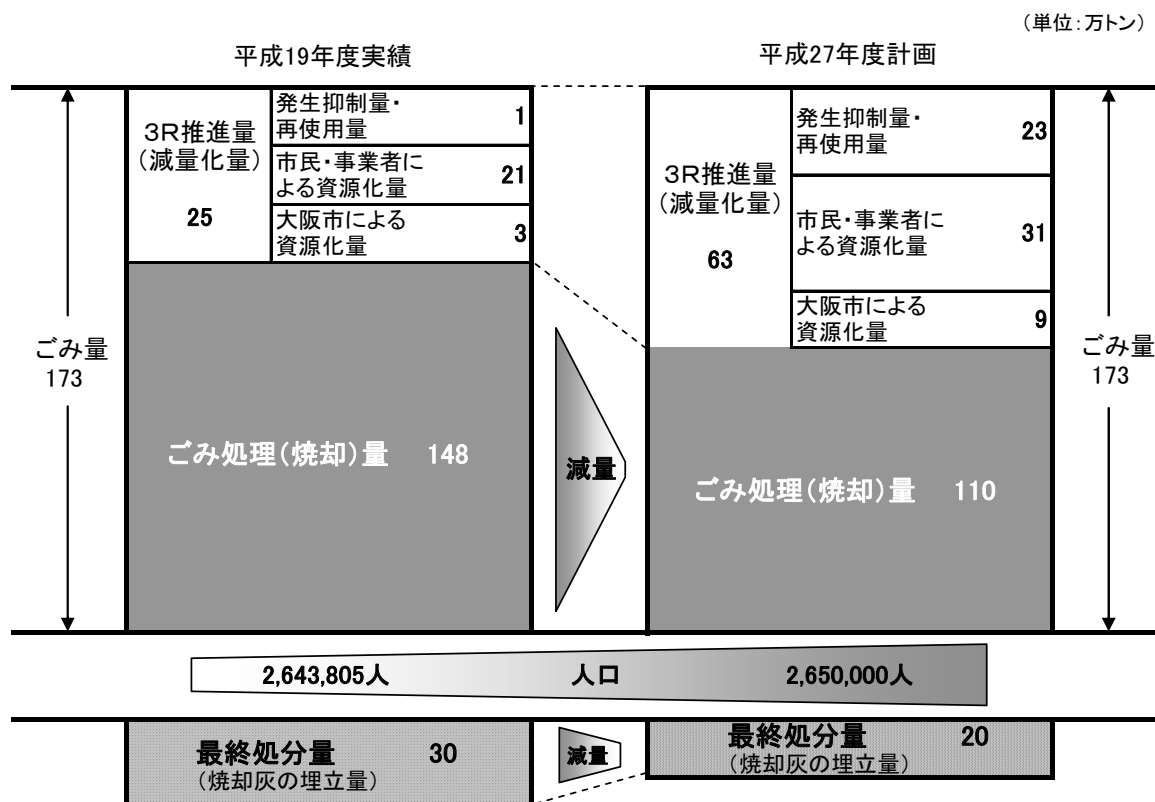


1 ごみ量の将来見通し

市民・事業者のみなさん、そして行政（大阪市）がごみ減量の取組を何も行わなければごみは減りません。また、人口の増減や社会経済状況によってもごみ量は増減します。

本基本計画の策定にあたっては、先ず平成19年度実績を基準に今後の人口動向等を加味しながら、平成27年度における「ごみ量」を予測します。次に、そこから今後実施を計画しているごみ減量・リサイクル施策の効果〔3R推進量（減量化量）〕を差し引いて、大阪市として最終的に適正処理しなければならない量〔ごみ処理（焼却）量〕を推計し、計画目標としています。

<図3> 計画目標



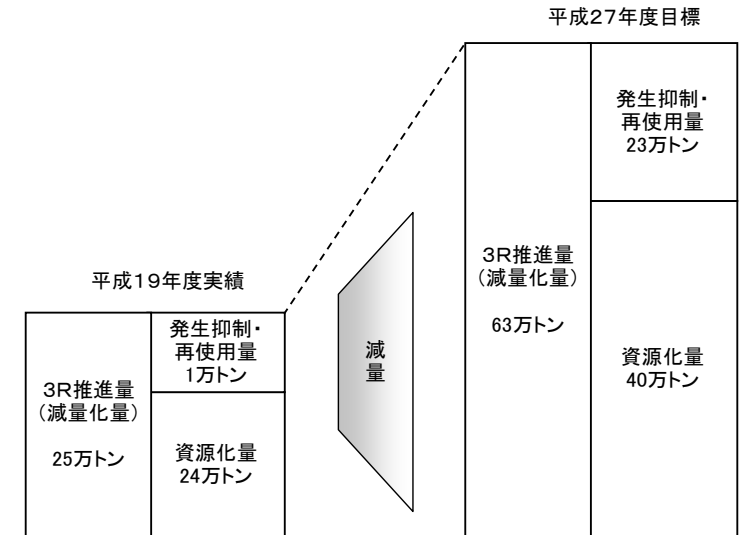
注：平成19年度の「3R推進量」は、新たな基本計画に基づいて算定した量で、平成18年策定の基本計画の量とは異なります。

2 計画量

(1) 3R推進量（減量化量）

市民・事業者のみなさんと連携・協働して3R（2Rを優先）の取組を推進し、3R推進量（減量化量）の向上をめざします。

<グラフ9> 3R推進（減量化）目標量

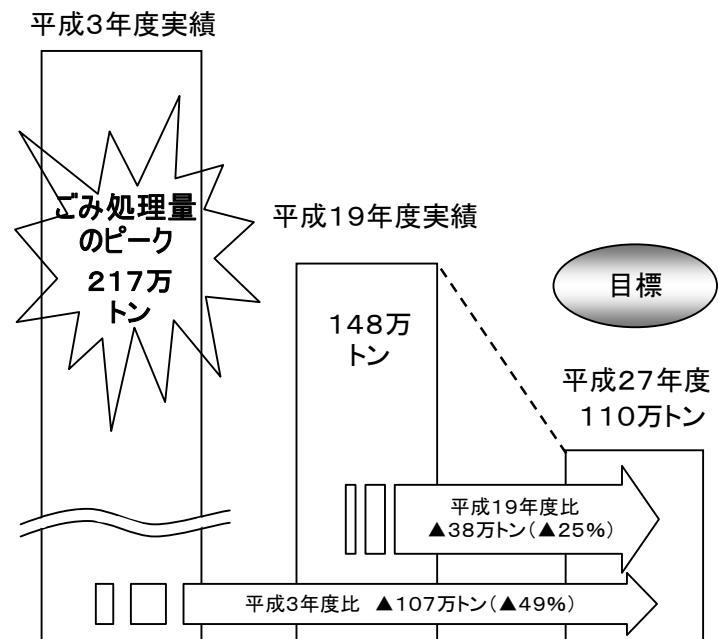


(2) ごみ処理（焼却）量

本基本計画では、より一層のごみ減量・リサイクルに向け、「大阪市廃棄物減量等推進審議会」（以下、「審議会」という）答申の主旨を踏まえ、平成27年度の年間ごみ処理（焼却）量を110万トンまで減量することを計画目標とします。

これにより、ごみ処理（焼却）量は平成19年度実績から38万トン（25%）の減量となり、また、ピーク時の平成3年度の実績（217万トン）の半分の処理量となります。

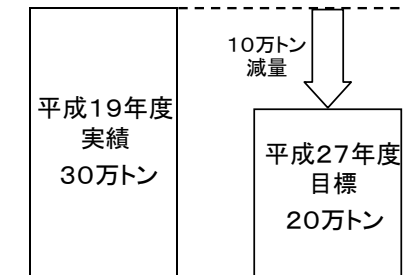
<グラフ10> ごみ処理（焼却）目標量



(3) 最終処分量（焼却灰の埋立量）

最終処分量（焼却処理後の焼却灰の埋立量）の目標については、20万トンを計画目標とします。

<グラフ 11> 最終処分（焼却灰の埋立）目標量



<表 5> 計画量の一覧 [(1)から(3)のまとめ]

(単位:千トン)

	平成19年度実績 (基準年度) A	平成27年度計画 (目標年度) B	増減	
			B-A	B÷A
人口	2,643,805人	2,650,000人	6,195人	100.2%
ごみ発生量	1,728	1,731	3	100.2%
家庭系ごみ	592	594	2	100.3%
事業系ごみ	1,116	1,118	2	100.2%
環境系ごみ	20	19	▲ 1	95.0%
3R推進量 (減量化量)	252	634	382	251.6%
家庭系ごみ	71	192	121	270.4%
事業系ごみ	180	440	260	244.4%
環境系ごみ	1	2	1	200.0%
ごみ処理(焼却)量	1,476	1,097	▲ 379	74.3%
家庭系ごみ	521	402	▲ 119	77.2%
事業系ごみ	936	678	▲ 258	72.4%
環境系ごみ	19	17	▲ 2	89.5%

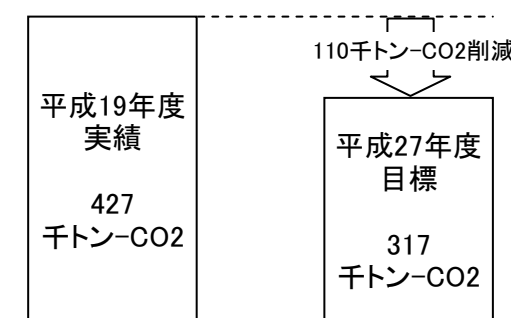
注1: 平成19年度の人口は平成19年10月1日現在の推計人口

注2: 平成27年度の人口は「大阪市基本計画 2006-2015」の推計人口

(4) 温室効果ガス排出量

「大阪市役所温室効果ガス排出抑制等実行計画」に基づき、廃棄物処理等事業における温室効果ガス*排出量の削減に努めます。

<グラフ 12> ごみ焼却に伴う温室効果ガス排出量（試算）



注1: ごみ焼却による温室効果ガス排出量は、ごみ中のプラスチック量で決まります。

平成27年度の温室効果ガス排出量は、平成19年度の算出方法・実績を基にごみ焼却量を1,097千トンとした場合の試算です。

注2: 平成19年度温室効果ガス排出量実績は、ごみ焼却実績1,476千トンによる数値です。

3 計画期間

本基本計画の計画期間は、新「大阪市環境基本計画」**の施策見直し予定並びに国の「第2次循環型社会形成推進基本計画」***の目標年次にあわせて、平成22年度から平成27年度の6年間とします。

* 温室効果ガス (15 ページ)

大気を構成する気体で、太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあります。京都議定書では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっています。

** 新「大阪市環境基本計画」

「大阪市環境基本条例」に基づき、環境の保全と創造に関する基本的な事項を定めた計画で、ごみ処理計画を定める基本計画は「大阪市環境基本計画」の関連計画。

*** 国の「第2次循環型社会形成推進基本計画」

「循環型社会形成推進基本計画」(以下、「循環基本計画」という)は、「循環型社会形成推進基本法」第15条の規定に基づき、循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために定められます。「第2次循環基本計画」では、「第1次循環基本計画」を引き継ぎ、平成27年を目標年次として、廃棄物の排出削減対策の目標等が定められています。

〔環境省「循環型社会形成推進基本計画」(平成20年3月)を参考に大阪市環境局作成〕

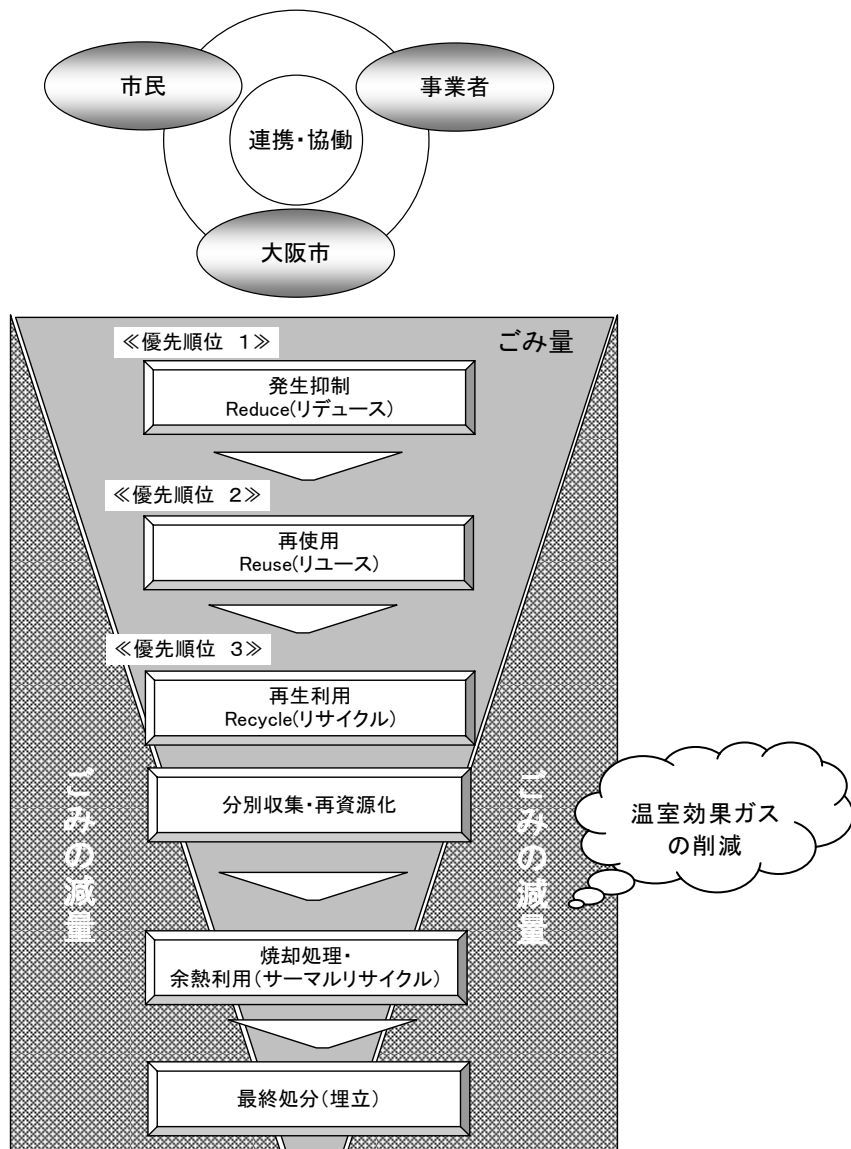
IV 目標達成に向けて

ごみの減量・リサイクルは、「地球温暖化」や「天然資源の枯渇」等、地球規模の環境問題の解決につながる、市民・事業者のみなさんの日々の生活や事業活動と密接に結びついた身近な取組のひとつです。

近年は、中身を補充して繰り返し使用する容器や、より“地球にやさしい”商品が販売されるなど、ごみ減量・リサイクルに配慮した商品の開発・販売など取組も広がっていますが、何よりも、私たち一人ひとりが意識し取組まなければ、ごみ減量・リサイクルの推進、環境問題の解決にはつながりません。

大阪市では、前述の「基本方針」に基づき、施策の優先順位を「ごみの発生抑制→再使用→再生利用」としながら、施策の内容が市民・事業者のみなさんにとって、身近でわかりやすく、取組みやすいものとなるよう工夫するとともに、これまで以上に連携・協働をはかりながらごみ減量の取組を強化していきます。

<図4> 取組のイメージ




V 具体的な施策等について



1 3Rの推進

(1) 環境教育・普及啓発の推進

① 環境教育の推進

- 小学4年生・5年生を対象とする社会科副読本「へらそうごみ 守ろう環境」*を作成し市内の小学校に配布するとともに、環境事業センター職員が小学校などに出向き、ごみ収集にかかる体験学習を実施するなど、ごみの減量・リサイクル、環境についての意識啓発に努めます。
- 焼却工場やリサイクル選別センター等の環境局施設において、学校、町内会、各種団体等の施設見学を積極的に受入れ、ごみ処理事業への理解と協力を促すよう努めます。
- 地域における環境教育を推進するため、環境局職員による学習会の開催や、専門知識のある講師を派遣する「廃棄物問題講座」を開催するなど、「ごみ・環境問題」についての意識啓発に努めます。

② 普及啓発の推進

- 地域におけるごみ減量・リサイクルを推進するリーダーの役割を担うごみゼロリーダーと環境事業センターとの密接な連携のもと、ごみ減量推進のための具体的行動メニューを定めた「ごみ減量アクションプラン」の普及啓発やガレージセール企画・開催等を行うほか、市民・事業者・NPOとの連携・協働によるごみ減量・リサイクルの取組を推進します。
- 廃棄物行政の拠点として市民に接する環境事業センターが主体となって、地域におけるイベントでの普及啓発を行うとともに、環境事業センター内の市民啓発コーナーにおいて、情報提供やマタニティウェア・ベビー服・子ども服の展示提供、分別排出に対する市民意識の向上と分別ルールの徹底をはかるための啓発指導など、地域の状況に即したごみ減量の働きかけ等を実施します。
- 広報媒体（ビデオ・DVD等）の貸し出しや印刷媒体（ごみの出し方のパンフレット等）の配布、ごみ収集車両広報板の活用等を通じ、「ごみ・環境問題」についての意識啓発に努めます。
また、ホームページを活用した情報発信や普及啓発の充実に努めます。

* 社会科副読本「へらそうごみ 守ろう環境」

平成21年度に社会科副読本「ごみと社会」を「へらそうごみ 守ろう環境」に改題。

○ 「ごみ減量市民フォーラム」「ごみとリサイクルの流れ見学会」の開催、「レジ袋削減協定」の締結等、市民・事業者の参加により、ごみの減量やリサイクルを身近な取組として働きかける様々な施策を展開します。

○ 政令指定都市・特別区との共同キャンペーンの実施等により、ごみの減量・リサイクルの促進に向けた啓発を実施します。

また、多くの市民が参加する区民まつり等に、ごみ減量・リサイクル啓発のためのPRコーナーを設置し、再生紙の需要拡大を主要テーマに、紙パックと啓発物品（再生紙100%トイレトペーパー）の交換を行うなど、広く市民にごみ減量とリサイクルへの理解と協力を求める普及啓発を実施します。

③ 啓発施設等の活用

○ 市民が楽しみながら、ごみ減量やリサイクルについて学び実践ができる場として開設している「リサイクルプラザ」（赤川・塩草の2ヵ所）において、ごみ減量・リサイクル情報の提供や各種リサイクル教室を開催するとともに、「大阪市立環境学習センター」（生き生き地球館）等、他の啓発施設も活用して積極的な3Rの普及啓発に努めます。



○ 環境関連産業の育成・振興をはかるため、「大阪環境産業振興センター」（おおさかATCグリーンエコプラザ）において関連製品の展示・紹介を行い、潜在的なニーズを掘り起こし、関連する中小企業の育成・振興に寄与するよう努めます。

(2) 費用負担の適正化

○ ごみ処理手数料の見直し

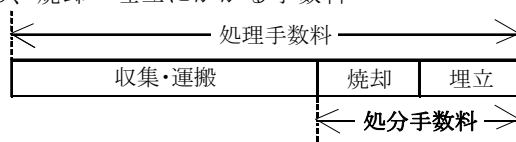
大阪市のごみ処理手数料は条例で定められており、この間、許可業者規則料金の改定・廃止は行っているものの、ごみ処理手数料にかかる規定は、平成4年4月に改正して以降、現在に至っています。

特に、排出事業者から徴収しているごみ処理手数料のうち、焼却と埋立に関する処分手数料*（58円/10kg）については、実際にかかっている処理コスト（平成19年度実績117円/10kg）から大きく乖離しています。

また、大阪市のごみ処分手数料は、他の政令指定都市や周辺都市に比較して低額な状態にあるため、「排出事業者責任の徹底」、「受益と負担の公平性の確保」の観点から検討が必要となっています。

* 処分手数料

ごみ処理手数料のうち、焼却・埋立にかかる手数料

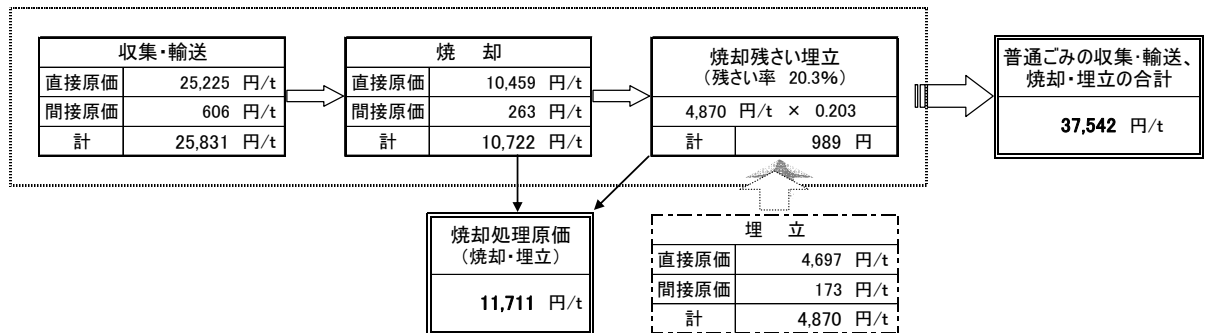


一方、国においては、循環型社会の構築に向けた3Rの推進やごみ処理の有料化の方針*が示されるなど、近年、廃棄物行政に対する社会の意識は大きく変化しており、大阪市としても事業の一層の効率化をはかり経費の縮減に努めながら、ごみ処理原価を基本としつつ、政令指定都市及び周辺自治体の状況を考慮したごみ処理手数料の見直しを検討します。

<表6> 大阪市のごみ処理手数料の推移

区 分			平成4年度	平成14年度	平成18年度	備 考
一般廃棄物	継続する処理	定 日 1日の平均排出量が10kg以上のものの処理でおおむね週2回行うもの	180円/10kg			
		毎 日 毎日(所定の休日を除く。)処理(廃棄物空気輸送施設によるもので1日の平均排出量が10kg未満のもの処理を除く。)	240円/10kg			
	臨 時 の 処 理		1,200円/50kg			
	搬入処分	一 般	58円/10kg		58円/10kg	規則料金を段階的に廃止(平成18年9月)
		許 可 業 者	29円/10kg	40.5円/10kg		
粗 大 ご み		無料		1個 200~1,000円	平成18年10月から粗大ごみ収集を有料化	
大阪市が処分する産業廃棄物(告示産業廃棄物)			58円/10kg			

<図5> 平成19年度ごみ処理原価

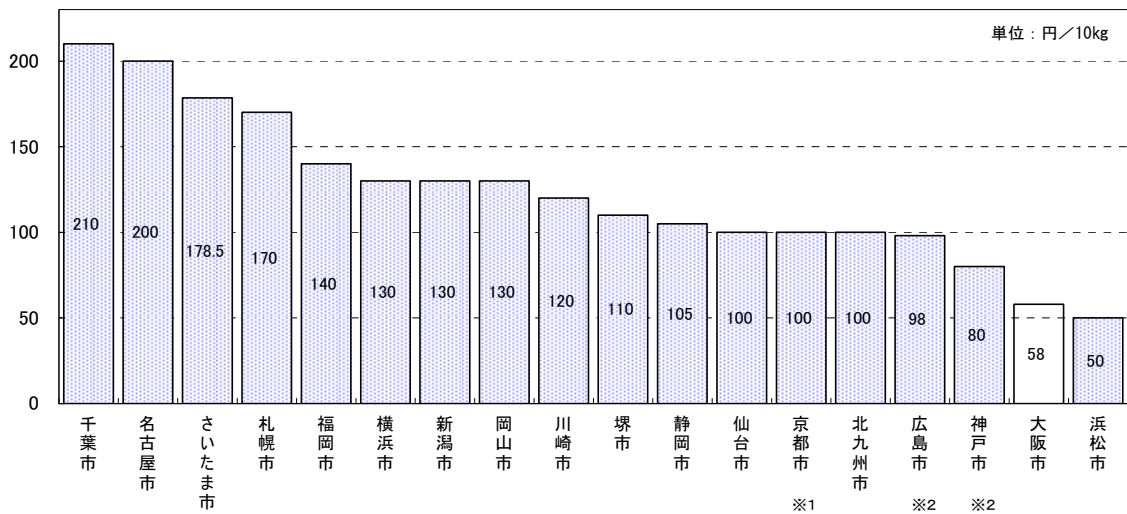


* 国のごみ処理有料化の方針

環境省が平成17年5月に改正した「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」としています。

<グラフ 13> 政令指定都市におけるごみ処分手数料

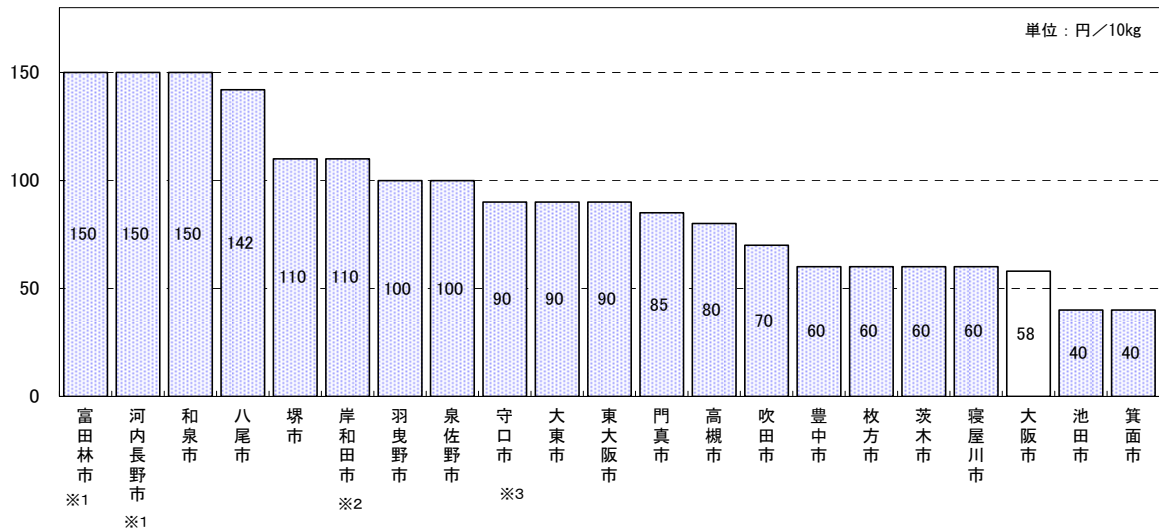
平成21年4月現在



*平成21年4月 大阪市環境局調査

<グラフ 14> 大阪府下人口10万人以上の都市におけるごみ処分手数料

平成21年4月現在



*平成21年4月 大阪市環境局調査

○ 事業系ごみの10kg未満無料規定

条例の規定では、事業系ごみであっても、1日平均の排出量が10kg未満であれば、定日（週2回）収集は、大阪市による無料収集となっています。

一方、事業系ごみについては、廃棄物処理法で排出事業者に処理責任が定められており、「排出事業者責任の徹底」、「受益と負担の公平性の確保」の観点からは、排出量にかかわらず、排出事業者に負担を求めること(有料処理)が基本と考えられます。

10kg未満無料規定を廃止することは、これまで無料であった排出事業者に負担を求めることになるため、主に無料収集の対象になっている零細な事業所に与える影響も含めて検討します。

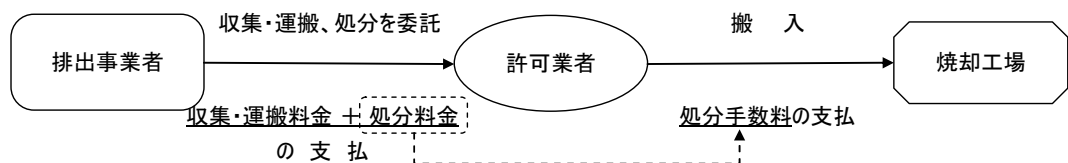
○ 処分手数料を上乗せした有料指定袋制度

排出事業者に適正なごみ処理料金の負担を求め、排出者責任を徹底していただくとともに、ごみ減量の意識付けを促すためには、排出事業者に負担すべき処分手数料が分かりやすく、排出段階での減量努力が経費の削減として直接見える方法が理想的であり、そのひとつの方法として、ごみ袋の価格に処分手数料を上乗せした有料指定袋制度があります。

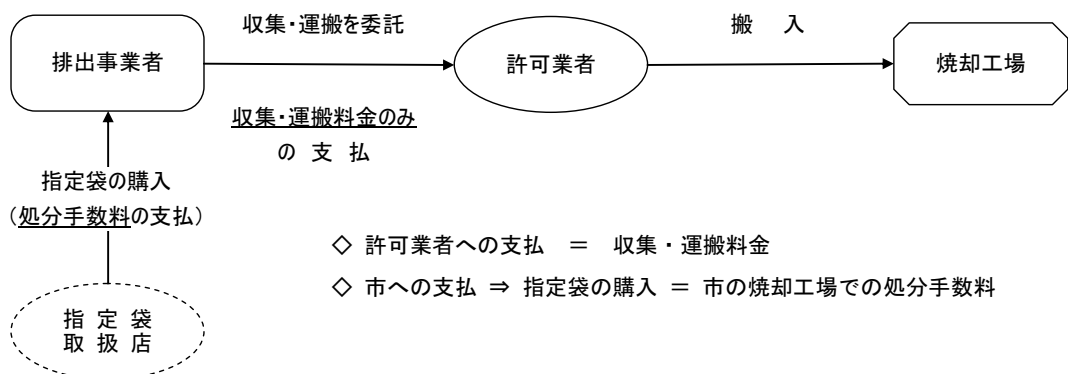
有料指定袋制度については、袋の製作や販売にかかる新たな経費負担が発生することや、審議会の答申においても、導入にかかる周知や契約の変更に必要な期間や丁寧な手続きが必要であるとの指摘もあり、さらなる検討を行います。

<図6> 処分手数料を上乗せした有料指定袋制度のイメージ

現行



指定袋制度



○ 普通ごみ収集、資源ごみ収集、容器包装プラスチック収集の有料化

環境省は、平成 17 年 5 月に改正した「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、「経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。」との記載を追加し、国全体の施策の方針として一般廃棄物処理の有料化を推進すべきことを明示しました。

また、「全国的に生活系ごみ（粗大ごみを除く）収集の一部又は全部を有料化している自治体数は 1,069 自治体（58.9%）となる」*など、家庭系ごみの収集について有料化を採用する自治体の割合は年々増加しており、政令指定都市においても、18 政令指定都市中 7 都市が「普通ごみ」の有料化を実施**しています。

生活していくうえで誰もが出す普通ごみ等の有料化は、ごみ減量・リサイクルをより一層推進するためには検討すべき方策のひとつですが、市民生活にかかわる重要な問題であり、税と手数料の分担のあり方や減量効果が期待できる制度の設計、不法投棄対策等検討すべき課題も多いことから、慎重に検討を進めます。

(3) 焼却工場搬入の適正化

焼却工場に搬入されるごみの中には、産業廃棄物や紙ごみ等の資源化可能なものが一部含まれていると考えられます。

産業廃棄物については、適正処理ルートへの誘導をはかります。

また、資源化可能な紙ごみ等については、資源化の促進、環境問題への対応などの観点から、焼却工場への搬入を禁止するなどの対応を検討します。

(4) 市民意識・排出状況の調査

ごみ減量の取組に対する市民の認知度・実践度等を調査します。

また、本基本計画の進捗状況等を検証するため、ごみ組成や排出状況等の基礎調査を定期的実施します。

(5) 一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置

一定規模以上の建築物を建設する者に対して「一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置に関する要綱」に基づき、一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置を義務付けています。保管施設の設置に関する指導及び確認等を行います。

*環境省「一般廃棄物処理事業実態調査の結果（平成 19 年度実績）」より

**市域の一部で、超過量方式で実施している都市は除いています。

（平成 21 年 10 月 1 日現在。大阪市環境局調べ）

(6) 大阪市役所におけるごみ減量の推進

事業者でもある大阪市の関連施設においても「エコオフィス 21」*に基づきごみの減量・リサイクルに取り組んでいます。平成 21 年 6 月、「大阪市環境保全推進本部」に部会として新設した「ごみ減量推進幹事会議」を基盤に、より一層ごみ減量を推進するとともに、資源化可能物のリサイクルに努めます。

(7) 「食品リサイクル法」の普及啓発

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）」（以下、「食品リサイクル法」という）は、食品関連事業者に食品の製造や調理過程で生じる加工残さ、食品の流通過程や消費段階で生じる売れ残りや食べ残し等の食品廃棄物の再生利用等に取り組むことを求め、数値目標も定めています。また、消費者にも食品廃棄物の削減とリサイクルに努める事業者への協力を求めています。

大阪市は、食品リサイクル法の趣旨や内容の普及啓発に努め、食品関連事業者の自主的・主体的な取組を促します。

なお、魚あらについては、大阪府魚腸骨処理対策協議会を通じ、民間施設で資源化に努めます。

(8) 事業者団体等との協働・連携

製造・流通・販売といった各段階での自主的なごみの減量・リサイクルを促進し、再使用・再生利用しやすい製品づくりを事業者に促すとともに、事業者団体等との連携・協働に努めます。

また、全国都市清掃会議等を通じ国に対し「拡大生産者責任」**の確立を求めます。

2 連携と協働の推進

(1) 家庭系ごみの減量推進

- ごみゼロリーダーとの連携（再掲）
- 環境事業センターにおける取組（再掲）

なお、マタニティウェア・ベビー服・子ども服は、電話申込みにより職員がご家庭まで引き取りに伺います。

* 「エコオフィス 21」

大阪市では、「庁内環境保全行動計画(エコオフィス 21)」を平成 9 年に策定し、率先して環境に配慮した事務事業の推進に努めています。

** 拡大生産者責任〔EPR (Extended and Shared Producer Responsibility)〕

生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なりサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引取りやリサイクルを実施することなどが含まれる。OECD（経済協力開発機構）では、2000(平成 12)年に加盟国政府に対するガイドンス・マニュアルを策定しています。

（環境省「平成 21 年版環境白書」より）

- ごみ減量・リサイクルの実践に向けた働きかけ（再掲）
- 「レジ袋削減協定」の締結（再掲）
- 資源ごみ・容器包装プラスチックの分別排出を促進するとともに、分別収集の拡大に努めます。
- 資源集団回収活動の活性化をはかるため、古紙回収量に応じた奨励金額を設定するなど支援制度を充実するとともに、回収地域を定め、指定された日時に各ご家庭が軒下に古紙を出し再生資源業者が直接回収するという各戸回収方式による集団回収の全市展開をはかるほか、資源集団回収活動に功績のあった団体の表彰を実施します。



なお、紙ごみのリサイクルをさらに推進するため、古紙類の行政回収や拠点回収の実施等についても検討します。

- ごみ減量を推進し、市民のリサイクルに対する意識を一層高めるため、市民が排出する紙パック、使用済み乾電池・蛍光灯管・水銀体温計について拠点での回収を実施します。




また、拠点回収場所や自主的に紙パック・トレイ等を回収している店舗を掲載したリサイクルマップの充実をはかるとともに、拠点回収場所の拡大に努めます。

- 審議会並びに「ごみ減量推進組織研究会」の提言により設立された特定非営利活動法人「ごみゼロネット大阪」をはじめ、様々な NPO と連携・協働しながら、市民・事業者の自主的なごみ減量の取組を促進します。
- 一人暮らしのおとしよりやおとしよりの世帯、障がいのある方が居住されているご家庭で、ごみの持ち出しが困難な方々を対象に、ごみの持ち出しサービス（ふれあい収集）を実施します。

なお、ふれあい収集の際には、声をかけさせていただき、返事がない、ごみが出されていないという場合には、ご希望により環境事業センターから、あらかじめ登録いただいた連絡先に安否確認していただくよう通報するサービスも実施します。

- ごみ収集車等を活用した作業エリアのパトロール（事件等の早期発見や犯罪の未然防止に留意しつつ、ごみ収集業務に従事する）を実施し、事件・事故等で市民の危険を発見した場合や市民から救助を求められた場合に、一時保護、関係機関への連絡といった緊急時の初期対応を行うなど、日常業務の中で市民の安全確保に向けた取組を実施します。


(2) 事業系ごみの減量推進

- 「レジ袋削減協定」の締結（再掲）
- 大阪市関連施設におけるごみ減量の推進（再掲）
- 排出事業者に対して一般廃棄物と産業廃棄物の適正区分・適正処理を求めるとともに、水際での対策として焼却工場における展開検査を実施し、搬入不適物が発見されれば収集業者に排出状況等の確認、指導を行い、状況に応じてごみを排出した事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行います。
- 市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建築物(特定建築物)*の所有者や管理者に対し「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」の提出を義務付けるとともに、立入調査の実施や講習会の開催等を行います。

また、廃棄物の減量推進・適正処理に顕著な功績をあげている特定建築物を対象に、「ごみ減量優良標」を贈呈するとともに、一定期間連続して贈呈された特定建築物を対象に表彰（市長表彰・環境局長表彰）を実施します。
- 市内約 20 万事業所の半数以上を占める中小事業所を中心として積極的にごみ減量・リサイクルに取り組んでいる優秀な事業所を顕彰するとともに、広く一般に情報提供することにより、事業者のみなさんの自主的なごみ減量・リサイクルを促進するため、「事業者リサイクルコンテスト」を実施します。
- リサイクル促進のための情報を収集するとともにその情報発信に努め、資源化可能物のリサイクルルートへの誘導に努めます。

また、資源化可能物（特に紙ごみ）の排出量が多い業界・業種の実態を把握し、業種ごとの具体的なごみ減量の取組方法とその普及啓発について検討します。

(3) まちの美化

- 清潔で美しいまちづくりを推進するため、ターミナルや繁華街等で指定している「ノーポイモデルゾーン」内で実施している「まち美化パートナー」に支援を行うとともに、その他の清掃ボランティアに対して清掃用具を交付するほか、こうした清掃ボランティアの活性化をはかるため表彰を行います。
- 市民・事業者・行政の協働によるまちの美化を推進するため、市内各所を一斉に清掃するイベントとして「大阪市一斉清掃（クリーンおおさか）」を開催し、まちの美化を訴えるとともに、広く市民・事業者に清掃の協力を要請します。

* 市長が定める多量の事業系廃棄物を生ずる建築物（特定建築物）（平成 21 年 10 月 1 日現在）

1. 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（通称「ビル管法」）第 2 条に規定する特定建築物
2. 事務所の用途に供される部分の延床面積が 1,000 平方メートル以上の建物
3. 製造工場・倉庫の用途に供される部分の延床面積が 3,000 平方メートル以上の建物
4. 「大規模小売店舗立地法」（通称「大店立地法」）第 2 条第 2 項に規定する大規模小売店舗
5. その他、市長が特に必要と認める建物

- 幹線道路の車道や植樹帯、ターミナル等の散乱ごみの清掃を計画的に実施します。
また、主要交差点等に設置している街頭ごみ容器については、配置の適正化をはかりながら、その維持管理を行います。
さらに、ごみの不法投棄を未然に防止するためのパトロールを実施するとともに、不法投棄ごみを迅速に処理します。
なお、大阪市は、空容器等のポイ捨てを防止するため、自動販売機で飲料を販売する事業者に対し、回収容器の設置及びその適正管理を「大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例」（ポイ捨て防止条例）で義務付けています。
- 快適な水環境を維持するため、市内の主要 10 河川を対象に水面清掃を行います。

(4) 路上喫煙対策

大阪市では、市民の安心、安全で快適な生活環境の確保を目的として、路上喫煙を防止し、喫煙マナー・モラルの向上をはかるため、「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」（路上喫煙防止条例）を定めています。御堂筋及び市役所・中央公会堂周辺の「路上喫煙禁止地区」においては、違反者への過料（1,000 円）徴収を実施するとともに、全市的な取組として、市民・事業者団体の自主的な路上喫煙防止活動への支援と協働を推進する「たばこ市民マナー向上エリア制度」の拡大をはかります。

3 環境への配慮

- ごみ減量・リサイクルの推進、廃棄物処理事業の実施にあたっては、環境に十分配慮し、「大阪市役所温室効果ガス排出抑制等実行計画」に基づき環境負荷の低減に努めます。
- 環境保全行動の積極的な推進をはかるため、構築済みの環境マネジメントシステムを適正に運用します。また、焼却工場においては、国際環境規格 ISO14001*の認証を取得し、総合的な運転管理の質の向上をはかりながら環境に配慮した操業を行っています。
- ごみを焼却処理する際に発生する余熱エネルギーを有効利用し、工場外への蒸気供給、送電を実施します。
- ごみ収集車両にハイブリッド車**を導入するなど、低公害化に配慮しながら、老朽化したごみ収集車等の代替・整備を行います。

* 国際環境規格 ISO14001

国際標準化機構が発行した「環境マネジメントシステム」（環境を管理・改善する仕組み）に関する国際規格。大阪市では、大阪市役所本庁舎や区役所、ごみ焼却工場等で認証を取得しています。（平成 21 年 10 月 1 日現在）

** ハイブリッド車

大阪市のごみ収集車に採用しているハイブリッド車はブレーキをかけると運動エネルギーを電気エネルギーに変えて蓄え、発進・加速の際にエンジンの力を補助する構造になっています。これにより燃費が向上し、CO₂発生量が従来のディーゼル自動車に比べ減少します。

4 効率化の推進

ごみ減量・リサイクルの推進にあたって大阪市では、ごみ収集量の減少等に伴う収集輸送要員の見直しや焼却工場数の削減等、常にコストを意識しながら、効率的な運営に努めるとともに、より一層の経費削減に努めます。

5 適正処理の推進

市民・事業者のみなさんと連携・協働した3Rの取組を進めたうえで最終的に排出されるごみについては適正な処理処分を行うことが必要であり、そのための安全かつ安定した処理処分体制の維持と環境負荷の低減に努めます。

6 調査・研究

○ ごみのバイオマス利用

動植物由来の再生可能な資源であるバイオマス*については、都市においても生ごみ等が多く発生していることから、近年、焼却処理（熱回収）より効率的にエネルギーを回収可能なメタン化等への利活用が研究されています。

バイオマスとしての利活用は、温室効果ガスの削減に効果があるとされていますが、投入する廃棄物の質や生成物の利用方法等の課題があるため、その導入について研究を行います。

○ 廃プラスチックのリサイクル

現行の「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」（以下、「容器包装リサイクル法」という）では、同一製品・同一素材のプラスチックであっても、排出場所や用途により同法の対象にならないという問題があります。

また、一方では、温室効果ガスの削減をはかるうえで、プラスチックごみのより一層の削減（発生抑制）が重要であり、容器包装リサイクル法の対象とならないプラスチック類についても、全国都市清掃会議や他都市とも連携をはかりつつ、国に対して法改正等の要望を行うとともに、2Rに重点をおいた啓発に努めます。

○ 域内循環

消費地であると同時に生産地である大阪市域では膨大な資源が消費されています。こうした大阪市の特徴を活かし、市域内で資源が循環する域内循環の取組について研究を行います。

* バイオマス

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの。廃棄物系バイオマスとしては、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがある。主な活用方法としては、農業分野における飼肥料としての利用や汚泥のレンガ原料としての利用があるほか、燃焼して発電を行ったり、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などもある。

（環境省「平成21年版環境白書」より）

○ ごみ焼却時の熱回収の促進と新たな技術や課題への対応

大阪市では、これまでも焼却工場で発生した焼却余熱をエネルギーとして回収・活用することに努めてきましたが、今後、焼却工場の建替えを行う場合にも、高効率発電を行うなど、積極的に余熱利用をはかります。

また、適正かつ安定した事業を推進するため、焼却灰の有効利用に関する調査研究や新焼却工場における新たな処理システム等、廃棄物の処理処分にかかる新たな技術や課題について調査研究を進めます。

○ 最終処分量の削減

最終処分量の一層の削減に向けて、焼却灰の有効利用にかかる新しい技術について、技術開発の動向や経済性、処理副産物の活用先等の諸問題に関する調査研究を進めます。

VI ごみの処理

大阪市が主体となるごみ処理は次のとおりです。

国の施策や社会経済情勢等、本基本計画の推進にあたり大きな変化が生じた場合は見直しを行います。

1 収集運搬

(1) 家庭系ごみ

① 大阪市が収集するごみの収集区分及び頻度

- 普通ごみ 週2回収集
 - ・台所ごみ、紙くず及びせともの等のほか、最大の辺又は径が 30cm 以内のものあるいは棒状で 1 m 以内のもの
- 資源ごみ 週1回収集
 - ・空き缶、空きびん、ペットボトル及び金属製の生活用品
- 容器包装プラスチック 週1回収集
 - ・ペットボトルを除くプラスチック製容器包装廃棄物
- 粗大ごみ
 - ・最大の辺又は径が 30cm を超えるものあるいは棒状で 1 m を超えるもの、家庭の引越しや、大掃除等で一時的に大量に出されるもの
 - ・粗大ごみ収集受付センター等に申し込み、品目に応じた手数料の「粗大ごみ処理手数料券」を購入する。購入した「粗大ごみ処理手数料券」に受付番号又は氏名を記入し、品目ごとに貼り付けて指定された収集日に排出する。
- ごみの管路輸送（空気輸送）

② ①以外の方法

- ごみの排出者自らが処理施設へ搬入する
- 排出者の意向により、許可業者が収集運搬し、処理施設へ搬入する
- これらのほか、製造メーカー等が自主的にリサイクルを行うものについては、そのルートへの誘導をはかります。

③ ごみの排出指定

普通ごみ、資源ごみ、容器包装プラスチック、並びにごみ袋に入れて粗大ごみとして出されるごみの排出にあたっては、「中身の見えるごみ袋」の使用を指定します。

(2) 事業系ごみ

① 大阪市処理施設への搬入方法

- ごみの排出者自らが搬入する
- 許可業者が市域内の排出事業者との直接契約に基づき収集運搬し搬入する
- 排出者の意向により大阪市との契約によるもの、並びに少量排出事業者から排出されるものは大阪市が収集運搬する。

② ごみの排出指定

ごみ袋により排出する場合は、「中身の見えるごみ袋」の使用を指定します。

(3) 環境系ごみ

○ 道路清掃

主要幹線道路、市民協力の困難な場所等において、必要な清掃を行います。

○ 街頭容器ごみ

ターミナルや主要交差点等に設置している街頭ごみ容器を適切に維持管理します。

○ 不法投棄ごみ

迅速かつ適正に処理するとともに、市民のボランティア清掃により集められたごみの処理を行います。

また、道路上で死んでいる犬や猫等の死体を収集し適正に処理します。

○ 不法投棄防止対策

不法投棄防止看板の設置、地元市民への協力依頼等、不法投棄されにくい環境づくりに努めるとともに、土地管理者の管理義務を履行するよう指導します。

また、市民のモラル向上を喚起するため、広報活動を行います。

○ 河川の水面清掃

市内の主要 10 河川を対象に、水面に浮遊するごみ及び網場（ごみフェンス）に滞留しているごみを収集します。

(4) 拠点回収等

分別収集に適さない紙パックや、使用済み乾電池、蛍光灯管、水銀体温計、また、マタニティウェア・ベビー服・子ども服については、回収場所を設け拠点回収を行います。なお、マタニティウェア・ベビー服・子ども服は、電話申込みにより職員がご家庭まで引き取りに伺います。

(5) 胞衣等処理事業

病院等から排出される胞衣等や、ペットとして飼われている犬や猫等の死体の処理を適正に行います。実験動物等については許可業者が収集し民間施設にて処理を行います。

2 処理処分

(1) 中間処理

① 焼却処理

ア 適正処理

- 3Rを推進したうえで、なおかつ排出されるごみについては焼却処理を行い、ごみの減容・減量化をはかります。
- 焼却工場の操業にあたっては、ダイオキシン類削減対策や公害防止対策に万全を期すなど、常に環境への負荷の低減に努めるとともに、省エネルギー化や焼却余熱の熱回収に積極的に取り組み、効率的な運転を推進します。

また、焼却工場においては、国際環境規格 ISO14001 の認証を取得し、総合的な運転管理の質の向上をはかりながら環境に配慮した操業を行っています。

イ 施設整備

「大阪市ごみ焼却場整備・配置計画検討委員会報告書」（平成 21 年 11 月）の趣旨を踏まえて、適正で安定した処理体制を維持する観点から、老朽化が進む焼却工場等について、休廃止を含め計画的な建替整備を進めます。

② 資源化

ア 破碎処理

粗大ごみ等は破碎処理を行い、破碎処理後の金属を回収し資源化を行います。

イ 資源ごみ選別施設・資源ごみ中継地

- 鶴見リサイクル選別センター及び資源ごみ中継地に搬入した資源ごみを、鶴見リサイクル選別センター並びに民間選別施設にて選別、圧縮・減容し、再資源化業者に引き渡すことにより資源化を行います。
- 許可業者が収集するアパート・マンションから排出された資源ごみについては、焼却工場に設置したコンテナ等に搬入し、資源化を民間リサイクル事業者へ委託します。

ウ 容器包装プラスチック中継施設

- 容器包装プラスチック中継施設に搬入した容器包装プラスチックを、民間施設にて異物除去を行ったうえで圧縮・梱包し、財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡すことにより資源化を行います。
- 許可業者が収集するアパート・マンションから排出された容器包装プラスチックについては、焼却工場に設置したコンテナ等に搬入し、資源化を民間リサイクル事業者へ委託します。

(2) 最終処分

大阪市唯一の最終処分地である北港処分地（夢洲）の延命化に努めるとともに、「大阪湾フェニックス計画」*に参画します。

3 施設一覧（平成21年12月1日現在）

＜表7＞環境事業センター

名称	所管区域	所在地
北部環境事業センター	北区・都島区	北区同心2-8-14
東北環境事業センター	淀川区・東淀川区	東淀川区上新庄1-2-20
城北環境事業センター	旭区・城東区・鶴見区	鶴見区焼野2-11-1
西北環境事業センター	福島区・此花区・西淀川区	西淀川区大和田2-5-66
中部環境事業センター	天王寺区・東住吉区	東住吉区杭全1-6-28
中部環境事業センター出張所	中央区・浪速区	浪速区塩草2-1-1
西部環境事業センター	西区・港区・大正区	大正区小林西1-20-29
東部環境事業センター	東成区・生野区	生野区巽中1-1-4
西南環境事業センター	住之江区・住吉区	住之江区泉1-1-111
南部環境事業センター	阿倍野区・西成区	西成区南津守5-5-26
東南環境事業センター	平野区	平野区瓜破南1-3-40

＜表8＞焼却工場

名称 所在地	規模	処理能力	竣工	余熱利用
森之宮工場 城東区森之宮1-6-11	300 t/日 ×3基	720 t/日	昭和43年度	近隣施設に蒸気供給
港工場 港区福崎1-2-51	300 t/日 ×2基	520 t/日	昭和52年度	発電 (2,750 kW)
大正工場 大正区南恩加島1-11-24	300 t/日 ×2基	520 t/日	昭和55年度	発電 (3,000 kW)
住之江工場 住之江区北加賀屋4-1-26	300 t/日 ×2基	520 t/日	昭和63年度	発電 (11,000 kW) 住之江下水処理場ほか近隣施設に送電
鶴見工場 鶴見区焼野2-11-5	300 t/日 ×2基	600 t/日	平成元年度	発電 (12,000 kW) 近隣施設に送電
西淀工場 西淀川区大和田2-5-68	300 t/日 ×2基	600 t/日	平成6年度	発電 (14,500 kW) エルモ西淀川ほか近隣施設に送電・蒸気供給
八尾工場 八尾市上尾町7-1	300 t/日 ×2基	600 t/日	平成6年度	発電 (14,500 kW) 八尾市立衛生処理場に送電・八尾市立屋内プールに蒸気供給
舞洲工場 此花区北港白津1-2-48	450 t/日 ×2基	900 t/日	平成13年度	発電 (32,000 kW) ・舞洲スラッジセンターに蒸気供給
平野工場 平野区瓜破南1-3-14	450 t/日 ×2基	900 t/日	平成14年度	発電 (27,400 kW) リフレうりわりほか近隣施設に送電
東淀工場 東淀川区南江口3-16-6	200 t/日 ×2基	400 t/日	平成21年度 (予定)	発電 (10,000 kW)

注1：南港工場は平成20年10月停止。港工場は平成21年度末停止予定。

注2：ダイオキシン類削減対策としてCO(一酸化炭素)濃度低減運転による維持管理を実施している中で、森之宮・港・大正・住之江工場については、処理能力が公称能力を下回っています。

注3：八尾工場の規模・処理能力については、八尾市との行政協定に基づき八尾市の区域内で生じる可燃性ごみの処理量(日量250t)を含みます。

* 大阪湾フェニックス計画 (32 ページ)

大阪湾広域臨海環境整備センターが行う大阪湾圏域における廃棄物の広域処分計画。

「広域臨海環境整備センター法」に基づき、近畿圏の2府4県を処理対象区域とする「大阪湾フェニックス計画」が推進されています。

<表 9> 破碎施設

名称	規模	竣工	備考
大正工場破碎施設	回転式140t/5h せん断式50t/5h	昭和63年度	大正工場に併設
舞洲工場破碎設備	回転式120t/5h 低速回転せん断式50t/5h	平成13年度	舞洲工場内に設置

<表 10> 資源ごみ選別施設

名称	規模	竣工	備考
鶴見リサイクル選別センター	15t/日	平成5年度	鶴見工場敷地内に設置

注：上記のほか、ストックヤードとして資源ごみ中継地5ヵ所、容器包装プラスチック中継施設6ヵ所を設置。

<表 11> 管路輸送施設

名称	所在地	設置場所	導入年月
管路輸送センター	住之江区南港中6-2	森之宮第2市街地住宅（城東区森之宮）	昭和51年6月
		南港ポートタウン（住之江区南港中）	昭和52年11月

<表 12> 最終処分地

埋立処分場

名称	位置	埋立開始年月	規模
北港処分地南地区 （夢洲）	此花区夢洲東1丁目地先	昭60年6月	(埋立面積) 731,000㎡ (埋立容量) 11,690,000㎡
大阪湾広域臨海 環境整備センター 大阪沖埋立処分場	此花区北港緑地地先	平21年10月	(埋立面積) 950,000㎡ (埋立容量) 14,000,000㎡

注1：北港処分地南地区（夢洲）の規模は、当初計画の埋立面積及び埋立容量を表します。

注2：大阪沖処分場における埋立面積は当初計画における同処分場の全面積を表し、埋立容量は同処分場の廃棄物分全量を表します。

中継基地

名称	所在地
大阪湾広域臨海環境整備センター大阪基地	西淀川区中島2-10-100

<表 13> 河川水面清掃

名称	所在地
河川事務所	西区新町4-20-3

<表 14> 胞衣等

名称	所在地
木津川事務所	大正区南恩加島1-11-35

<表 15> 啓発施設等

名称	所在地
リサイクルプラザ赤川	旭区赤川1-3-21
リサイクルプラザ塩草	浪速区塩草2-1-1 (中部環境事業センター出張所4階)
大阪市立環境学習センター (生き生き地球館)	鶴見区緑地公園2-135
大阪環境産業振興センター (おおさかATCグリーンエコプラザ)	住之江区南港北2-1-10 ATC (アジア太平洋トレードセンター)・ITM棟11階西側

Ⅶ 適正処理対策

1 排出禁止物の指定

収集車両の火災事故、処理施設の故障の原因となる危険物等については、条例第 18 条*により「排出禁止物」として指定しています。それらの処理については、民間の処理相談窓口等により回収・処理されるよう普及啓発に努めます。

2 適正処理困難物対策

廃棄物処理法第 6 条の 3 第 1 項の規定により指定された廃棄物**について、適正処理の促進をはかるよう関係業界との協議や国への要望を行います。

3 医療系廃棄物の取扱い

在宅医療に伴う注射器等については、耐貫通性のある容器に入れ治療を受けている医療機関に返却するよう啓発を行います。

4 特別管理一般廃棄物

- 感染性一般廃棄物の処理は、排出事業者責任を基本とし、特別管理産業廃棄物処理業者のうち感染性廃棄物を取り扱うことができる業者が行うものとします。
- 廃棄物処理法施行令第 1 条第 1 号に掲げるもの***に含まれるポリ塩化ビフェニル(PCB)を使用する部品の処理は事業者責任で行うものとします。
- 廃棄物処理法施行規則第 1 条に規定するごみ処理施設****から生じるばいじんの処理は大阪市が行います。

5 市域外ごみ対策

大阪市に処理責任のない市域外ごみについては、処理施設における展開検査や排出源調査を実施することにより適正搬入対策を継続します。

* 条例第 18 条

(排出禁止物)

第 18 条 土地又は建物の占有者は、本市が行う一般廃棄物の収集に際して、次に掲げる一般廃棄物を排出してはならない。

(1)有害性のある物、(2)危険性のある物、(3)引火性のある物、(4)著しく悪臭を発する物(5)特別管理一般廃棄物、(6)前各号に掲げるもののほか、本市が行う一般廃棄物の処理を著しく困難にし、又は本市の処理施設の機能に支障が生ずる物

** 廃棄物処理法第 6 条の 3 第 1 項の規定により指定された廃棄物

(1) 廃ゴムタイヤ(自動車用)、(2)廃テレビ受像機(25 型以上)、(3)廃電気冷蔵庫(250 リットル以上)、(4)廃スプリングマットレス〔(2)(3)は家電リサイクル法適用〕(平成 21 年 10 月 1 日現在)

*** 廃棄物処理法施行令第 1 条第 1 号に掲げるもの

廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ(平成 21 年 10 月 1 日現在)

**** 廃棄物処理法施行規則第 1 条に規定するごみ処理施設

大阪市の焼却工場

6 大阪市で収集しないもの

- 「特定家庭用機器再商品化法」(家電リサイクル法)が定める特定家庭用機器廃棄物(エアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機の4品目)。

なお、家庭で使用済みとなったパーソナルコンピュータ(ディスプレイを含む)については、「資源の有効な利用の促進に関する法律」(資源有効利用促進法)の趣旨に則り、製造メーカー等に引渡すよう市民に普及啓発を行います。

- 危険なものや処理が困難なもの

例：有害な薬品類、ガスボンベ、消火器、バッテリー、ガソリン、灯油、シンナー、廃油、オートバイ、ミニバイク、金庫(手揚げ金庫を除く)、ピアノ、自動車用タイヤ、塗料 等

Ⅷ 災害対策

地震や風水害等自然災害の発生により、一時的に大量に発生したごみの処理については、衛生的で快適な生活環境を保持する観点から、「大阪市地域防災計画」で定める「災害応急対策計画」に基づき、迅速かつ適切な対応をはかります。

また、近隣市町村において自然災害等が発生し、当該市町村からごみ処理の要請があった場合は、被災された地域住民の衛生的な生活環境を保持するための行政間協力という見地から、大阪市のごみ処理能力の範囲内で災害ごみの受入と適正処理を実施します。

Ⅸ 計画の進行管理

- 本基本計画の進捗状況については、PDCA(計画・実行・評価・見直し)サイクルにより、できるだけ短期間ごとに検証を行い、その結果を大阪市ホームページに掲載するなど、積極的な情報公開に努めます。
- 本基本計画の進捗状況の検証を行なったうえで必要な対応策等については、毎年度策定する「大阪市一般廃棄物処理実施計画」(以下、「実施計画」という)の施策に反映することによってフォローアップをはかります。
- 本計画の進捗状況の検証や実施計画の策定に資するため、基礎調査を定期的に継続して実施し、ごみの組成や排出状況の把握等に努めます。(再掲)
- 国の施策や社会経済情勢等、本基本計画の推進にあたり大きな変化が生じた場合は、本基本計画の見直しを行います。(再掲)

X 生活排水(し尿等)処理

大阪市の水洗化率は平成20年度末でほぼ100%を達成していますので、「し尿等の収集運搬・処理処分計画」については、毎年度策定する実施計画で定めます。